「なんでここまで無法にあまい?

4年たって、やっと被害額が明るみに

22 日に届いた、監査に対する「勧告」の実施状況に関す る報告書と 20 日に公開された文書を総合すれば、以下の 通りになります。

1、水道料金相当額、過料、施設破損の弁償 A氏=被害損害額:7万7400円、過料:5万円 現認者:課長と担当者。発覚時期:平成13年6月 B氏=被害損害額、過料とも不正工事中の発見のためあ

リません。施設破損料830円: 徴収(平成17年3月 31日付け領収書の写しよ

現認者:担当者。発覚時期:平成15年10月21日 C氏=被害損害額: 3万5400円、過料:5万円 現認者:担当者と業者。発覚時期:平成14年5月 いずれも、B氏の施設破損料830円以外は、不正に まぬがれた水道料金も過料も請求していませんでした。

2、 窃盗罪と施設損壊罪での告訴

A氏・C氏=損害金の支払い意志が見られない場合、支

払いが滞れば被害届けなどの措置をします。 B氏=始末書の提出があったので被害届けはしていません。

3、不正発覚時の厳正な処置、未然防止策

事故の背景にこ

検針時に異常が確認されれば、「水道メーター異常値調査票」 に記入、条例に基づいて措置。平成17年度から管路漏水調査と 個別音調調査。正常に取水しているかの調査。18年度から3ヵ 年にかけて全世帯対象に、計量法に基づくメーター交換。同時 に逆水の現認業務を実施。

「水どろぼう」に、いまだ請求ナシ!

過去にさかのぼった被害額や行政罰としての過料についての 「伺い書」は本年3月28日になってからのもの。4年たっても未 だ請求もしていません。 B氏の始末書も不正発覚から 1 年 6 ヶ月 後に書かせたものになっています。予想したとはいえ、盗水実行 者に対する厳しい姿勢は感じられません。「水どろぼう」を長年放 置してきた根は深いものがあります。町民からは「不払い運動」 の呼びかけや「署名運動」の積極的な提案が寄せられています。

住民30人が提出した監査請求に対し、本年3月末た8項目にわたる情報公開請求に対する回答です。 ていたものですが

2005年5月1日 発行責任:日本共産党甲良町支部 代表:西澤伸明 甲良町在士 463 Tel.Fax38-4949

Eメール info@icp-nobuaki.com のぶあきホームページ

http://www.jcp-nobuaki.com/

衆院議員は速度超過を防止する つしたJR西日本の労務管理の P) の整備率がJR西日本では

全軽視」などの見出しをつけて 合も運転技術の向上につながる 付つ現役運転手と福知山線元運 転手ら告発」「 JR事故背景に安 持ちで聴いておられることでし **手の手記を載せ、再教育」の「 見ちらせるようなもので、 みせ

お元気ですか

開され

たので抜粋 不正取水

このほ

わゆ

監査請求に関する情報資料が

これ

は西澤代表が行な

のぶあきです

関係で、 味です。接続詞などを省略している部分あり。 公開されました。 監査の記録の中から一部を紹介しま このほど、 見出しは当方でつけました。「***」は省略の意 昨年10月19日に行なわれた監査の記録などが 情報公開条例に基づき請求した監査請求

次ぎのようなやり取りが続きます。 日出男町長、 記録では、 水道課長が監査請求の内容を報告した後 茶木水道課長、野瀬総務課長、 監查委員= 北川和良、 総務課長、他。、大町善士雄。 山本

警察に通報するのが社会常識

かったのか。 : 13年6月にわかった時点でなぜ刑事告発できな平成14年10月、14年5月、13年6月。確実にわかったのはいつか。

泥棒を見ても捕まえようとしない、 工され、 きなかったのか見解を聞きたい。 う行政の行き方、進め方は町民が理解できない。 長の支持者か知らないが、そのへんが理解できない。 はこのようなことがあれば警察に通報する。 町長も知っている。 これは町長にも責任がある。課長が知っていることは 逮捕されるのは当然なのに、 大町:わかった時点で刑事告発するのは当然である。 いてくれるから、 した時点で警察に通報したら、何らかの形で司法が裁 極端に水量が下がっているなど、メーター 今も現地確認を行なっていることを説明)。 お宅らが心配しないでも、 甲良町は特異体質なのか、 なぜ、 110番もしないとい 甘やかしたのか、 なぜ、 なぜ、町 他町で 発覚

町 長 : 大町:発覚時で11番しないんですか。のあれからは受けていない。 いうのはわからないし、このへんの事実関係は、 誤解されるとあかんので、 支持者とか何とかと 当時

なたは窃盗罪幇助になりますよ。 窃盗罪です。 あ

町長: 知らないというのは事実ですから。

の中で、 茶木:担当課なので、私も現地に何べんも行った。そ こらいてやったんか。そのへんの見解を聞きたい。 当時発覚したら、課長があなたの直属の部下だから、 るのかという確認をしたので。 つかまないとだめで、***若干、日もかかりました 通報するのは当然です。あなたは、泥棒に入られて10番 しないのか。それと同等です。 閉栓というやり方であったので、 令 知らないって、 それが本当にそうなのかということが証拠を 報告を受けたのは平成13年6月に1件目が 課長が言いましたやんか。 なぜ、 しなかったのか。 本当にやってい その

> るはず。 町長:担当課としては、 あなたの直属の部下であるから、その時点でわかってい 大町:担当課が発覚した時点で、 ている。担当課長はあなたが任命権者ではないのですか、 そのへんに時間を要したと。 あなたにも連絡が行っ

たい。***その時点で告発なりをしておかなあかんと茶木:***発覚した日だということをご理解いただき 言われるのはごもっともである。

大町:確実にわかったのが本会議に出たんですから、 たのはいつか。 の時点で町長にも報告しているし、あんたが担当課長と して確実に3件が盗水されたということを町長に報告し

茶木:平成16年7月末です。

町長 水道は隠れているので難し 「不正盗水とか耳にして

課もそのように動いている。 ただ、水道については隠れい (かんと) あかんというのは指示もしているし、 担当 担当の職員としてはなかなか難しい。 ている部分もあるので、そのへんをみな摘発というのは、 町長:不正盗水とかは耳にしているし、 大町:それまでは町長知らなかったのか。 調査なりをして

大町:平成16年7月末に報告した時点でなぜ刑事告発でわれるのと聞いているのと違う。 町長:一応、調査はしていると思う。 大町監査委員の言 れたときに、 った時点で、 大町:滋賀県甲西町は発覚時点で告発した。 甲西町の元県会議員だが、バイパスを見らkt中西町は発覚時点で告発した。地面をめく 警察を呼んでその時に刑事告発している。

きなかったのか。

盗んでいる、パイプをつないでいたらめくったらわかるら、そこで警察に通報するのは当然で、警察が調べる。 大町:金額は後から出る。発覚したときに罪なんですかいうことになれば、、期間や金額なりを調査して・・・町長:刑事告発とか、不正利得で、水道水を盗水したと なぜ平成16年7月にできなかったのか。ではないのか。あとは、捜査当局に任せればいいのです。ので、その時点で10番するのが世の中の社会通念上普通

町 長 : でなんぼ取られたか、家の中調べないとわからんという***あなたの見解は、わかったけれど、わかった時点 大町:その時点で通報するのが、社会通念上普通である。 請求をしなあかんし、それには時間が費やされた。 町長:はっきりとした事実関係が明らかになった場合 大町:それじゃなぜしなかったのか。 べることである。 のでは、日本の法治国家では通らない。それは捜査が調 町長:その時に調査をして、 誰もこらいてやるとは言っていない。 泥棒を見つけてこらいてやったのか。 いつから始めたか、

を確認しても、 ればならない。」との認識を示し、 を認めなかった場合については、 質議が続き、その中で町長が「相手が不正盗水 この続きは後の機会に紹介します) 本人しだいという弱腰の態度が明らかに 当然告発していかなけ バイパス管などの不正

うことは窃盗幇助罪です。罪です。刑法で、

の見解を聞きたいです。

山本さんは泥棒を認めるのか 町民感情が許さないのでは。

そのへん

それでは、

こらいてやるの。

窃盗罪である。 泥棒を容認するとい

発覚していて、その時点で、その1件に対してもなぜ

通報しないんですか。泥棒に入られて課長、

あんた、